

入 札 公 告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 FROM-J 長期 15 年後観察研究に係る事務局支援業務
- (2) 実施期間 契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合せ先：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1

国立大学法人筑波大学財務部契約第三担当

電話番号 029-853-5099

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記 2 の問合せ先と同じ。
- (2) 提出期限 令和 7 年 1 2 月 1 日 1 7 時 0 0 分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 7 年 1 2 月 2 4 日 1 4 時 0 0 分
- (2) 場 所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1
国立大学法人筑波大学本部棟 3 階 入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 4 6 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 4 7 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和 7 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法

本契約は、価格交渉落札方式とする。

本公告に示した役務を履行できると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和7年11月19日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和7年12月1日17時00分
(郵便(書留郵便に限る。))又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で
発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課第三担当
電話番号: 029-853-5099
- 2 入札書は、別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ
密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「1
2月24日開札 FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務の入札書在中」と記載
して提出すること。
郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「12月24日開札 FROM-J長
期15年後観察研究に係る事務局支援業務の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接
に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限までに
送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までに必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
(1) 件名は、仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
(2) 入札金額は、算用数字を用いて明確に記載すること。
(3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を
記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、
その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏
名及び押印)
(4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
(2) 件名及び入札金額のない入札書
(3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
のない又は判然としない入札書
(4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又
は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印の
ない、又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商
号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない、又は判然としない場合には、
正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
(5) 件名に重大な誤りのある入札書
(6) 入札金額の記載が不明確な入札書
(7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
(8) 入札書提出期限までに到着しなかったもの
(9) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち会わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
 - (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
 - (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。
- 8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- 10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。
- 11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。
- 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。なお、落札者を決定するに当たっては、競争加入者の契約履行能力のほか、入札金額についても当該金額により契約の適正な履行が確保できるか否かの判断を行うため、最低価格の入札について、当該入札金額が予定価格の制限の範囲内であっても、予め契約担当役が設定した最低基準額未満となる場合には、当該最低価格の入札を行った者を直ちに落札者とはせず、契約担当役が必要な調査を行うこととする。
- その結果、契約担当役が、当該入札者が契約の内容を適正に履行できると判断した場合には落札者とし、履行できないと判断した場合には、その他の入札者のうち、予定価格の制限の範囲内であって、最低価格の入札を行った者を落札者とし、その者と価格交渉を行った上で契約金額を決定するものとする。
- なお、契約担当役が調査を行うにあたり、当該入札者に対して事情聴取並びに資料の提出を求めることとなるので、これに応じるものとし、十分な協力が得られない場合には、当該入札者を落札者とししない。
- 12 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等
- この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を以下の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和7年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書
（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し…………… 1部

(2) 履行できることを証明する書類

- ・技術審査申請書（様式1）…………… 1部
- ・プライバシーマークを取得していることを証明する書類…………… 4部
- ・国又は地方公共団体等において、本契約と同規模の臨床研究に係る事務局支援業務の経験を5年以内に有すること及び、国又は地方公共団体等において、長期観察研究に係る事務局支援業務の経験を5年以内に有することを証明する契約実績表…………… 4部

なお、契約の相手方、件名、契約日、契約金額等を記載すること。

- ・本契約の作業を指紋認証等の生体認証による入室管理設備のある場所で行うことを証明する書類…………… 4部
- ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について（仕様書別紙様式1）…………… 1部
- ・仕様書（個人情報の取扱い）で示した再委託承諾申請書（仕様書別紙様式2）…………… 1部

※個人情報を取扱う業務を一部でも再委託する場合は、仕様書別紙様式2を提出すること。

- ・再委託承諾申請書（様式2）…………… 1部
- ※個人情報を取扱う業務以外で業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(3) その他提出書類

- ・参考見積書…………… 1部
- ・定価（価格）証明書…………… 1部

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

提出期限 上記1の入札書提出期限と同じ
（郵送等で発送する場合には提出期限までに必着のこと）

提出場所 上記1の提出場所と同じ

13 その他

(1) この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
- ・役務提供契約基準
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(2) 添付資料

- ① 仕様書
- ② 契約書（案）
- ③ 入札書様式

- ④ 入札書記載例
- ⑤ 委任状参考例
- ⑥ 参考見積書の提出に係る留意事項

様式1

技 術 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

印

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

FROM-J 長期 15 年後観察研究に係る事務局支援業務

2 添付書類

- ・令和7年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し・・・・・・・・・・ 1 部
- ・プライバシーマークを取得していることを証明する書類・・・・・・・・・・ 4 部
- ・国又は地方公共団体等において、本契約と同規模の臨床研究に係る事務局支援業務の経験を5年以内に有すること及び、国又は地方公共団体等において、長期観察研究に係る事務局支援業務の経験を5年以内に有することを証明する契約実績表・・・・・・・・・・ 4 部
- ・本契約の作業を指紋認証等の生体認証による入室管理設備のある場所で行うことを証明する書類・・・・・・・・・・ 4 部
- ・再委託承諾申請書（該当する場合）・・・・・・・・・・ 1 部
- ・参考見積書・・・・・・・・・・ 1 部
- ・定価（価格）証明書・・・・・・・・・・ 1 部

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：

担 当 者 名：

連 絡 先：

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者 ㊟

「FROM-J 長期 15 年後観察研究に係る事務局支援業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願ひいたします。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）

2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）

3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：

4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
○○○○○円（消費税込）

5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）

6. その他特記事項

以上

【参考見積書の提出に係る留意事項】

ご提出いただく見積書は、本学の契約事務の一環として市場調査するための書類です。

したがって、見積書に記載する価格は、契約が困難となるような価格を避けるため、仕様書の内容を十分に精査し、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないようにした上で、ご提出くださるようお願いします。

また、応札価格は、提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格を上回る事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害する不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下「国立大学法人等」という。）にその情報が通知され、これを受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者
住 所
名 称
代表者

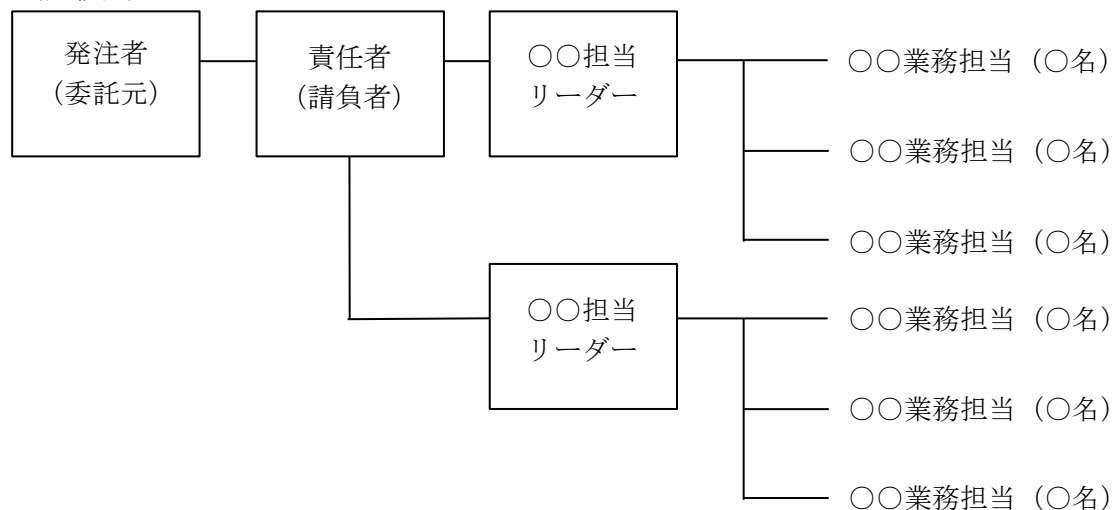
㊞

「FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務」の一般競争入札に関し、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項については、下記のとおりです。

記

1. 責任者 部署名：
役職名： 氏名：

2. 責任者及び業務従事者の管理及び実施体制
(記載例)



3. 請負者における個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項
※本学から引き渡された個人情報の管理状況に係る検査の実施計画等を記載してください。
4. その他必要な事項

以上

責任者及び業務従事者の管理及び実施体制等の変更について

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者
住 所
名 称
代表者

㊞

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「**FROM・J**長期15年後観察研究に係る事務局支援業務」について、令和 年 月 日付けで届け出を行った、業務の履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況に係る検査に関する事項について、下記のとおり変更が生じたので通知します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

以上

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

印

「FROM-J 長期 15 年後観察研究に係る事務局支援業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐ 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐ 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐ その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. 個人情報の管理方法（具体的に記載すること）
7. その他特記事項

以上

個人情報の消去証明書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

請負者

住 所

名 称

代表者

⑨

令和 年 月 日付けで貴学と契約を締結した「FROM-J 長期 15 年後観察研究に係る事務局支援業務」に関して、業務が終了しましたので、契約書第 12 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、下記の個人情報を消去したことを証明します。なお、媒体物については返却しますので、ご査収願います。

記

1. 消去した個人情報の内容

2. 返却する個人情報の内容

3. その他

以上

入札書様式

入 札 書

件 名 FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者
住 所
会 社 名
代表者職氏名

印

記載例 1（代理人が入札する場合）

入 札 書

件 名 FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、
入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑 波 大 学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

代理人

〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

又は
代理人 〇 〇 〇 〇 印

記載例 2（復代理人が入札する場合）

入札書

件名 FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務業務

入札金額 金 円也

国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則を熟知し、仕様書に従って上記の業務を履行するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人
筑波大学 御中

競争加入者

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇

代表者の押印は不要

復代理人 〇 〇 〇 〇 印

参考例 1（社員等が入札の都度競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務

- 委任事項
- 令和7年12月24日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 令和7年12月1日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注1）

受任者（代理人）使用印鑑



以上

（注）1 事前に提出する入札書を代理人（入札書記載例1の社員等）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1の支店長等）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。

2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例 2（支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者）

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇
〇〇〇〇株式会社
〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

委 任 事 項	1 入札及び見積りに関する件
	2 契約締結に関する件
	3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
	4 契約物品の納入及び取下げに関する件
	5 契約代金の請求及び受領に関する件
	6 復代理人の選任に関する件
	7 FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務に関する件

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

以上

（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

参考例 3（支店等の社員等が入札の都度競争加入者の復代理人となる場合）

委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

委任者（競争加入者の代理人）

〇〇県〇〇市〇〇 〇－〇－〇

〇〇〇〇株式会社

〇〇支店長 〇 〇 〇 〇 印

私は、〇 〇 〇 〇を〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇 〇 〇 〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

件名：FROM-J長期15年後観察研究に係る事務局支援業務

- 委任事項
- 1 令和7年12月24日筑波大学において行われる上記一般競争入札の開札立合及び再度入札に関する件
 - 2 令和7年12月1日提出期限の上記一般競争入札の入札書作成に関する件（※注2）

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



以上

- （注） 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）
- 2 事前に提出する入札書を復代理人（入札書記載例2）が作成する場合は、委任事項2が必要となる。競争加入者（代表者）又は代理人（入札書記載例1）が作成する場合は、委任事項2は削除すること。
- 3 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

仕 様 書

1. 件 名 FROM-J 長期 15 年後観察研究に係る事務局支援業務
2. 業 務 内 容 別紙のとおり
3. 実 施 期 間 契約日～令和 8 年 3 月 3 1 日
4. 納 入 場 所 国立大学法人筑波大学 医学系学系棟 839 室
5. 検 査 請負者は、業務完了後に本学担当者による検査を受けなければならない。
6. 支 払 業務完了後、適法な請求書を受理した日から起算して 4 0 日以内に支払うものとする。
7. 契約に必要な細目 本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。
8. 委託先の条件
 - (1) 国又は地方公共団体等において、本契約と同規模の臨床研究に係る事務局支援業務の経験を 5 年以内に有すること。
 - (2) 国又は地方公共団体等において、長期観察研究に係る事務局支援業務の経験を 5 年以内に有すること。
 - (3) プライバシーマークを取得していること。
 - (4) 患者情報を取り扱うため、作業は指紋認証等の生体認証による入室管理設備のある場所で行うこと。
9. そ の 他 その他詳細については、本学担当教職員と協議の上、決定するものとする。

1. 目的・概要

「かかりつけ医/非腎臓専門医と腎臓専門医の協力を促進する慢性腎臓病患者の重症化予防の為に診療システムの有用性を検討する研究」(FROM-J 研究)の開始 15 年後の調査研究として、研究を円滑に行い、参加者の情報収集を遂行するために、筑波大学医学医療系腎臓内科学内に事務局を設置し、その事務局支援業務を発注する。

■FROM-J 研究の概要

1-1. 研究の目的

2007 年 4 月より 2012 年 3 月まで行われた「厚生労働科学研究費補助金 腎疾患対策研究事業研究課題「戦略研究(腎疾患重症化予防のための戦略研究)かかりつけ医/非腎臓専門医と腎臓専門医の協力を促進する慢性腎臓病患者の重症化予防の為に診療システムの有用性を検討する研究」(FROM-J 研究)の終了後に、研究開始 10 年後の参加者のその後の経過を追跡調査するコホート観察研究(FROM-J10 研究)を行った。

その結果、FROM-J 研究における CKD(慢性腎臓病)患者の重症化予防の為に診療支援群が通常診療群に比べて心血管病の発症を有意に抑え($p=0.001$)、腎機能低下年間進行速度が eGFR45 以上 60 未満の患者において有意に抑制され($p=0.02$)、かかりつけ医と腎臓専門医の病診連携が有意に向上した($p<0.001$)ことが判明した。(Imasawa T, et al. Nephrol Dial Transplant 2023 38: 158-166) また CKD ステージの 2 段階重症化割合は研究開始時に CKD ステージ G3a であった群で診療支援群が通常診療群よりも有意に低率であった。一方で、腎代替療法開始の件数は両群で有意差は認めず、全体の CKD ステージの 2 段階重症化割合及び腎代替療法開始に与える診療支援群における介入の効果判定にはさらなる長期観察が必要と考えられた。

本研究では、FROM-J 研究 10 年後の成果をもとに、15 年後の CKD ステージの 2 段階重症化割合を主要評価項目として、また副次評価項目として腎代替療法開始及び心血管イベント、生命予後の調査を行う事で、FROM-J 研究における CKD 重症化予防の為に診療システムが、現在の慢性透析患者の新規導入患者数の減少と共に CKD の重篤な合併症である心血管疾患発症の抑制をもたらさうか、長期的な効果の検証を行うことを目的とする。

1-2. 主要評価項目

CKD ステージ 2 段階以上重症化割合

研究開始時から観察終了時までの間に CKD ステージ GFR 区分(G1、G2、G3a、G3b、G4、G5、G5D)が 2 段階以上進行した割合)

1-3. 副次評価項目

1. eGFR 低下速度

1 年当たりの eGFR 減少量

eGFR の計算には以下の式を用いる $eGFR(\text{mL}/\text{min}/1.73\text{m}^2)=194 \times \text{Age}^{-0.287} \times \text{Cre}^{-1.094}$ (女性はこれに $\times 0.739$)

2. eGFR50%低下率

登録時から eGFR が 50%以上低下した状態が連続 2 点以上観察された最初の時点、又は 3 点以上の eGFR 測定がある場合には、線形回帰式から 50%低下したと推測される時点

2. 腎代替療法開始

腎代替療法の定義：慢性維持透析（血液透析、腹膜透析）及び腎移植

3. 心血管イベント

心血管イベントの定義：心血管死、（入院を要する）非致死的心筋梗塞、（入院を要する）非致死の脳卒中、（入院を要する）心不全

4. 生存率

5. かかりつけ医と腎臓専門医の連携達成率

a. かかりつけ医から腎臓専門医への紹介率＝研究開始から最終観察時点までに腎臓専門医に対し紹介状が作成された症例数/解析対象者数

b. かかりつけ医と腎臓専門医との併診率＝研究開始時から最終観察時点までに腎臓専門医を紹介受診し、その後においてかかりつけ医を再受診した症例数/解析対象者数

1-4. 対象者

FROM-J 研究開始時の登録症例 2379 例のうち、研究開始時に追跡調査に非同意を表明した参加者を除いた対象。ただし、研究開始時に追跡調査に非同意を表明したが、今回改めて本研究の説明を受け研究参加に同意した参加者は対象に含まれる。

1-5. データ収集項目

(1) かかりつけ医に対し調査する事項

- ・ 体重（最終観察時点）
 - ・ 喫煙の有無（最終観察時点）
 - ・ 来院時血圧（最終観察時点）
 - ・ 家庭血圧（最終観察時点）
 - ・ 血清クレアチニン（eGFR）、（10 年後以降の 1 年毎のデータ）
 - ・ BUN、カリウム、ヘモグロビン、HDL コレステロール、総コレステロール、中性脂肪、尿酸、総蛋白、アルブミン（空腹時採血、空腹時でない場合はその旨の記載）（最終観察時点）
 - ・ 空腹時血糖、HbA_{1c}（糖尿病患者のみ）（最終観察時点）
 - ・ 随時尿（早朝尿でも可）の蛋白定性、潜血定性（最終観察時点）
 - ・ 随時尿（早朝尿でも可）の蛋白定量、クレアチニン定量（最終観察時点）
 - ・ 通院継続の有無（無しの場合、中断・専門医への転院・転居・死亡などの理由及び中断後の転帰情報がある場合には、その詳細）
 - ・ 受診中断の有無（6 か月以上の受診中断）の有無
- ※6 か月以上とは、最終観察日ではなく予定受診日からカウントする。「有」の場合は、最終受診日とそのときの上記データを調査する。一度受診中断があったものの再度受診となった症例については、再診日とそのときのデータ、それ以後の 1 年毎の診療継続症例と同様のデータを収集する。
- ・ 腎臓専門医への紹介の有無（有の場合、紹介日、紹介理由、紹介時点での血清クレアチニン（eGFR）、BUN、カリウム、ヘモグロビン、HDL コレステロール、総コレステロール、中性脂肪、尿酸、総蛋白、アルブミン、尿蛋白定量、尿クレアチニン定量、尿蛋白定性、潜血定性、HbA_{1c}）
 - ・ 腎臓専門医からの逆紹介の有無（有の場合、逆紹介日）
 - ・ CKD 原疾患名

- ・ 腎生検施行の有無（施行時は、施行日と診断名）
- ・ 腎代替療法開始の有無（有の場合、腎代替療法導入日と開始時に選択された代替療法の種類：血液透析、腹膜透析、移植）
- ・ 心血管イベントの有無（有の場合は、発症日と疾病名並びに転機、入院先医療機関と主治医）
- ・ 個体死の有無（有の場合は、死亡日と死因調査）
- ・ CKD 診療での生活食事指導・専門医地域連携に対するかかりつけ医の意識調査
- ・ 最終診察時の処方薬剤名

(2) 調査対象者に対し調査する項目

かかりつけ医からの情報取得を基本とするが、調査対象者からも以下の情報を取得する。

- ・ 体重（調査時点）
- ・ 喫煙の有無（調査時点）
- ・ 家庭血圧（調査時点）
- ・ 血清クレアチニン（eGFR）
- ・ 戦略研究開始時のかかりつけ医への通院継続の有無（無しの場合、中断・専門医への転院・転居・死亡などの理由。転院等により他の医療機関受診中の場合には、医療機関名と主治医名）
- ・ 受診中断（6 か月以上の受診中断）の有無（有の場合、その理由と最終受診日、転院の場合は転院先の医療機関名）
- ・ 腎臓専門医への紹介受診の有無（有の場合、医療機関名、担当医氏名）
- ・ 腎代替療法開始の有無（有の場合、腎代替療法導入日と開始時に選択された代替療法の種類：血液透析、腹膜透析、移植）
- ・ 健康状態の評価（EQ-5D）
- ・ 心血管イベントの有無（有の場合、発症日と疾病名並びに転帰、入院先医療機関と主治医）
- ・ 個体死の有無（有の場合は、死亡日と死因調査）
- ・ 社会保険の種類（FROM-J 開始時、現在）
- ・ 診療情報（調査内容を明記）を、転院先等の戦略研究開始時におけるかかりつけ医以外の受診先医療機関にて調査することの可否
- ・ CKD 診療に対する意識調査

(3) 調査対象症例の転院先及びイベント発生時の入院先等、FROM-J 研究開始時点のかかりつけ医以外に受診歴のある医療機関に対して調査する項目

- ・ 上記（2）の調査にて参加者から同意が得られた場合においてのみ実施する。転院先の情報については、かかりつけ医に送付されてくる診療提供情報書をもとにかかりつけ医から情報を収集する。

1-6. 参加医師会と参加施設

FROM-J 研究に参加した全国の 49 医師会と、その医療機関（かかりつけ医）で FROM-J10 研究で調査対象となった 321 施設、並びに研究を支援する各地区の 15 拠点施設を対象とする。リストを文末に掲載する。

2. 業務内容

本発注業務においては、①施設への案内業務、②データ収集業務、③データ登録業務、④研究事務局支援業務を実施する。
詳細を以下に述べる。

①施設への案内業務

参加地区医師会への説明会支援

- ・ 49 の参加地区医師会への研究説明会の資料作成を行う。
- ・ 参加地区医師会への研究説明会に参加する。

②データ収集業務

- ・ 今年度中に対象かかりつけ医 321 施設に対し調査を行う。
- ・ かかりつけ医に対しての調査は、各地区医師会で行う説明会開催の後に、調査票を郵送にて送付し回収する。参加施設への訪問調査が必要な施設に対しては CRC（臨床研究コーディネーター）がかかりつけ医へ訪問の上、CRF（症例報告書）への記載代行を行う。
- ・ 調査対象者への調査は、調査票を郵送にて送付する。調査票は郵送にて回収する。一部の調査票の記入が難しい調査対象者へは、電話で調査票の内容について聞き取りを行い、聴取者が調査票への記載を行う。また、調査票の返信があったものの、記載内容に疑義があった場合には、電話による確認を行う。
- ・ 転院先の情報については、かかりつけ医に送付されてくる診療提供情報書からをもとに、かかりつけ医から情報を収集する。
- ・ かかりつけ医及び患者から調査票の返信のない被験者のうち一部に対して電話にて追跡調査を行う。
- ・ 必要に応じかかりつけ医施設へ訪問の上、調査表への記載補助を行う。

③データ登録業務

- ・ データ入力マニュアルを作成する。
- ・ 調査票から得られたデータを EDC（電子的臨床検査情報収集）に入力する。入力されたデータが調査票と何らかの矛盾が生じた場合には、その理由を記録に残す。
- ・ データ入力は 2 人以上で入力を行い、内容が一致することを確認する。
- ・ 入力完了後の電子症例報告書のいかなる追加又は修正を行う場合にも訂正理由を EDC に記載する。
- ・ 疑義のあるデータに対して参加施設へ確認を行う。

④研究事務局支援業務

(1) 業務計画書の更新

- ・ 業務計画を明確化したドキュメントを作成する。
- ・ 内容はスケジュール・体制・品質管理計画等を含むものとする。

(2) 業務手順書の更新

- ・業務手順を明確化したドキュメントを作成する。
- ・データ収集の手順を含むものとする。
- ・研究全体として「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を適切に順守するように業務手順を策定する。

(3) 研究ファイル・資材の更新

- ・研究ファイル・資材（調査票含む）の原稿を制作する。
- ・各施設が「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を適切に順守するように適切な研究ファイルを作成する。

(4) 研究ホームページの運用業務

FROM-J 長期 15 年後観察研究の概要の説明と、研究の進捗状況を伝えるため、FROM-J 長期観察研究の HP のレイアウトの編集と随時情報のアップデートをはかる。

(5) 定例会議への参加と報告・協議

月に 2 回程度の頻度で開催される筑波大学内での定例会議に参加し、研究の進捗報告と協議を行う。またミーティング議事録を作成する。

(6) 参加施設へのヘルプデスク開設

調査票を記載する参加施設において、記載に関する問い合わせ窓口及びイベント報告書・中止報告書の FAX 受付としてヘルプデスクを開設する。参加施設からの問い合わせに回答ができるように研究の概要を担当者に教育し理解していること。また、不明な点については参加施設に問い合わせが円滑にできるよう教育を行う。

(7) メール対応、電話対応

ヘルプデスクに届いた質問や情報を研究事務局へ連絡し、回答について協議する。各地区で支援いただける拠点施設へ、管轄する地区医師会の収集状況を伝えさらなる収集を促していただくよう伝えると共に、最終年度としてかかりつけ医からのデータ収集率の向上のため有効な情報を収集・協議し、研究事務局と情報共有する。

3. 納入品

- ・業務計画書
- ・業務手順書
- ・業務報告書
- ・研究ファイル・調査票を含む資材

4. 個人情報の取扱い

- (1) 請負者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和 4 年法人規則第 17 号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

①請負者は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上

知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

- ②請負者は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面（別紙様式1）で発注者に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。
 - ③請負者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、請負業務を第三者に再委託（再委託先が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）することができる。この場合において、請負者は、当該請負業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - ④請負者は、上記③に基づき発注者の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面（別紙様式2）で発注者に提出しなければならない。その際、以下の点を明確にすること。
 - ・再委託する業務の内容及び必要性
 - ・再委託先の業務履行能力及び、関連する運営実績
 - ・再委託業務の運営管理方法
 - ⑤請負者は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、発注者に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。
 - ⑥業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、請負者の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに発注者に報告するものとする。
 - ⑦請負者は、業務に係る発注者側の個人情報について、請負業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面（別紙様式3）で発注者に提出しなければならない。
- （2）発注者は、請負者が上記（1）に記載する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、請負者に重大な過失があったと認められる場合には、請負者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。損害賠償額については、発注者、請負者間で協議して定めるものとする。
- （3）発注者は、当該請負業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、請負者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。
- （4）上記（1）③により請負者から再委託を受けた者は、請負者が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。請負者は、その旨明記した書面を、請負者及び再委託を受けた者との連名で発注者に提出するものとする。
- （5）上記（4）は、請負者から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

FROM-J 研究の拠点施設

	拠点施設名	〒	住所
1	福島県立医科大学医学部 生活習慣病・慢性腎臓病 (CKD) 病態治療学講座	960-1295	福島市光が丘 1 番地
2	沖縄アジア臨床研究連携	903-0812	那覇市首里当蔵町 2 丁目 15-27 ガーデンヒルズ 302
3	東北大学大学院薬学研究科臨床薬学分野	980-8578	仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3
4	聖マリアンナ医科大学腎臓・高血圧内科	216-8511	川崎市宮前区菅生 2-16-1
5	昭和大学医学部内科学講座腎臓内科学部門	142-8666	品川区旗の台 1-5-8
6	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 血液浄化療法人材育成システム開発学講座	700-8558	岡山市北区鹿田町 2-5-1
7	自治医科大学内科学講座腎臓内科学部門	329-0498	下野市薬師寺 3311-1
8	新潟大学大学院医歯学総合研究科・腎・膠原病 内科	951-8510	新潟市中央区旭通 1-757
9	長崎大学病院腎臓内科	852-8501	長崎市坂本 1-7-1
10	埼玉医科大学総合医療センター腎・高血圧内科学	350-8550	川越市鴨田 1981
11	名古屋大学大学院医学系研究科病態内科学腎 臓内科	466-8550	名古屋市昭和区鶴舞町 65 番 地
12	熊本大学大学院生命科学研究部腎臓内科学	860-8556	熊本市中央区本荘 1-1-1
13	浜松医科大学医学部附属病院第一内科・腎臓内 科	431-3196	浜松市東区半田山 1-20-1
14	筑波大学医学医療系臨床医学域腎臓内科学	305-8575	つくば市天王台 1-1-1
15	金沢大学医薬保健研究域医学系腎臓内科学	920-8640	金沢市宝町 13-1

参加 49 医師会，参加かかりつけ医 444 施設→このうち FROM-J10 研究に参加した 321 施設
を今回の対象とする

	医療施設名	〒	住所
	社団法人熊本市医師会		
1	新町いえむらクリニック	860-0004	熊本市新町 1 丁目 7-15
2	おやま内科医院	861-8045	熊本市小山 6 丁目 10-15
3	陣内病院	862-0976	熊本市九品寺 6 丁目 2-3
4	慶徳加来病院	860-0017	熊本市練兵町 98
5	竹下内科医院	862-0971	熊本市大江 5-4-6
6	片瀬内科医院	860-0831	熊本市八王寺町 36-41
7	片岡内科医院	861-4113	熊本市八幡 11-18-8
8	慈恵病院	860-0073	熊本市島崎 6-1-27
9	末次内科医院	860-0061	熊本市上高橋 2-13-6
10	しまだ内科クリニック	860-0862	熊本市黒髪 5-4-48
11	緒方消化器内科	860-0013	熊本市通町 23 番地
12	本庄内科病院	862-0921	熊本市新外 3 丁目 9-1

13	よしむらクリニック	861-8039	熊本市長嶺南 4 丁目 1-34
	社団法人八代市医師会		
14	岡村医院	866-0875	八代市横手新町 14-4
15	たかの呼吸器科内科クリニック	866-0884	八代市松崎町 147
16	開 病院	866-0016	八代市新地町 6-26
17	松岡内科クリニック	866-0856	八代市通町 7-14
18	増田内科・胃腸内科	866-0885	八代市永碓町 1283-3
	社団法人仙台市医師会		
19	長島内科医院	984-0828	仙台市若林区一本杉町 18-11
20	うちだクリニック	982-0011	仙台市太白区長町 1-6-3
21	ユキクリニック	982-0011	仙台市太白区長町 7 丁目 19-26
22	大澤内科医院	981-3222	仙台市泉区住吉台東 2-8-20
23	桂島いずみクリニック	981-3134	仙台市泉区桂 1-17-7
24	医療法人社団 あきもとクリニック	989-3125	仙台市青葉区下愛子字本木 28
25	かねとう腎泌尿器科クリニック	980-0021	仙台市青葉区中央 3-1-22 エキニア青葉通り 8F
26	まひと内科クリニック	983-0014	仙台市宮城野区高砂 1-24-39
	社団法人石巻市医師会		
27	久門医院	986-2104	石巻市垂水町 3-6-1
28	駅前北きし内科クリニック	986-0813	石巻市駅前北通り 1-14-21
29	みなとの内科クリニック	986-0015	石巻市吉野町 1-5-25
30	櫻井内科クリニック	987-1222	石巻市広瀬字町北 70-1
31	医療法人 よしろう内科	986-0821	石巻市住吉町 1-8-46
32	ししど内科クリニック	981-0501	東松島市赤井字南 1-223
33	成田医院	986-0101	石巻市相野谷字飯野川町 122
34	佐藤内科クリニック	986-0834	石巻市門脇町 5-11-27
35	伊藤内科クリニック	986-0815	石巻市中里 2-12-1
	社団法人いわき市医師会		
36	清水医院	970-8026	いわき市平字田町 75-1
37	たねだ内科クリニック	973-8402	いわき市内郷御厩町 3 丁目 82-2
38	中山医院	970-0313	いわき市中之作字川岸 37
39	明治団地さとう医院	970-8035	いわき市明治団地 85-1
40	中野内科クリニック	970-8026	いわき市平字鍛冶町 13 国府田ビル 3 階
	社団法人山形市医師会		
41	小松内科医院	990-2447	山形市元木 2-13-8
42	杉山内科クリニック	990-0885	山形市嶋北 1 丁目 14 番 3 号
43	三圭会川越医院	990-0057	山形市宮町 1-3-36
44	いがらし内科循環器科クリニック	990-0051	山形市銅町 2-24-5
45	山口ハートクリニック	990-0067	山形市花楸 2 丁目 50-3
46	山口内科クリニック	990-0042	山形市七日町 5-12-14

47	白壁内科クリニック	990-0864	山形市陣場 1-9-21
	社団法人福島市医師会		
48	みやざき内科循環器科クリニック	960-8164	福島市八木田字中島 54-2
49	うめつ LS 内科クリニック	960-8113	福島市旭町 9-27 片平ビル 1F
50	蓬莱東内科	960-8157	福島市蓬莱町 8-1-1
51	むつみ脳神経・耳鼻科クリニック	960-8141	福島市渡利字鳥谷下町 38-1
52	さいとう医院	960-0211	福島市飯坂町湯野字浦湊 2-8
53	待井循環器科内科クリニック	960-8073	福島市南中央 1-70
54	笹木野みやけ内科外科	960-8057	福島市笹木野字中小屋 16-2
55	わたなベクリニック	960-1108	福島市成川字神崎 40-1
56	むらおか内科耳鼻咽喉科整形外科クリニック	960-1241	福島市松川町字天王原 89
57	かしの木内科クリニック	960-0418	伊達市岡前 20-6
	社団法人郡山医師会		
58	津田循環器内科医院	963-8846	郡山市久留米 6-45-6
59	ひろさか内科クリニック	963-8041	郡山市富田町字中ノ目 41
60	せいの内科クリニック	963-8851	郡山市開成 6 丁目 192-2
61	うさみ内科	963-0201	郡山市大槻町三角田 88-2
62	さかえ内科クリニック	963-8803	郡山市横塚 2 丁目 15-6
63	やまさわ内科	963-8042	郡山市不堂前 1 丁目 39
	社団法人新発田北蒲原医師会		
64	花野内科医院	957-0204	新発田市稲荷岡 2252
65	笹川医院	959-2477	新発田市下小中山 392
66	川井内科医院	957-0055	新発田市諏訪町 1-4-11
67	安田診療所	959-2221	阿賀市保田 1756-1
68	中川内科医院	957-0052	新発田市大手町 2-1-8
69	木戸医院	957-0057	新発田市御幸町 4-6-2
70	城北クリニック	957-0067	新発田市中曽根町 1 丁目 3 番 25 号
71	島津内科医院	957-0054	新発田市本町 3-5-15
	社団法人新潟市医師会		
72	横田内科医院	950-0131	新潟市江南区袋津 5-4-25
73	坂井輪診療所	950-2054	新潟市西区寺尾東 3-8-35
74	えきまえクリニック内科はやし医院	950-0824	新潟市東区中島 2-1-46
75	すずき医院	950-0814	新潟市東区逢谷内 6-8-34
76	きくち内科医院	950-0941	新潟市中央区女池 419-2
77	岡田内科医院	950-0907	新潟市中央区幸町 7-25
78	岡田内科医院	950-0055	新潟市東区北葉町 10-5
79	小林医院	950-0075	新潟市中央区沼垂 2-2-15

80	(医)三浦クリニック	950-2052	新潟市西区寺尾 6 番 34 号
81	清野医院	950-0151	新潟市江南区亀田四ツ興野 5-4-12
82	林内科クリニック	950-0005	新潟市東区太平 2-22-1
83	田沢内科医院	950-2256	新潟市西区山崎 1145
84	藤田内科消化器科医院	950-1102	新潟市西区善久 108-2
85	わかばやし内科クリニック	950-0916	新潟市中央区米山 5-9-13
86	(医)田辺医院	950-1217	新潟市南区白根 3052
	社団法人柏崎市刈羽郡医師会		
87	中沢消化器科内科医院	945-0035	柏崎市北半田 2-7-18 メディカルビル 1F
88	杉本医院	945-0816	柏崎市田中 24-11
89	佐藤医院	945-0106	柏崎市土合 15
90	本間内科医院	945-0035	柏崎市北半田 1-1-48
91	さとう内科クリニック	945-0034	柏崎市三和町 3-43
92	刈羽診療所	945-0307	刈羽郡刈羽村刈羽 705-6
93	高木医院	945-0066	柏崎市西本町 2 丁目 8-17
94	平野内科医院	945-0821	柏崎市幸町 3-11
95	(医)高橋クリニック	945-0011	柏崎市松波 2-3-29
	社団法人静岡市静岡医師会		
96	柴山クリニック	422-8033	静岡市駿河区登呂 5-11-9
97	青山内科小児科医院	420-0961	静岡市葵区北 340-1
98	大石内科循環器科医院	420-0839	静岡市葵区鷹匠 2-6-1
99	登呂・杉山医院	422-8033	静岡市駿河区登呂 5-4-1
100	飯室クリニック	422-8063	静岡市駿河区馬淵 4-16-12
101	東新田福地診療院	421-0112	静岡市駿河区東新田 5-16-10
102	袴田外科医院	420-0873	静岡市葵区籠上 13-20
103	岡外科胃腸科医院	420-0066	静岡市葵区本通西町 39
104	渡辺内科医院	422-8005	静岡市駿河区池田 649-1
105	高野外科胃腸科医院	422-8041	静岡市駿河区中田 1-7-11
106	てらむらクリニック	420-0803	静岡市葵区千代田 6-30-13
	社団法人浜松市医師会		
107	後藤内科医院	435-0004	浜松市東区中野町 2271
108	ながさかハートクリニック	430-0925	浜松市中区寺島町 157-4
109	間宮内科クリニック	431-3122	浜松市東区有玉南町 1880
110	滝浪ハートクリニック	432-8058	浜松市南区新橋町 510-1
111	白鳥内科医院	430-0814	浜松市南区恩地町 192
112	いわた内科	431-3113	浜松市東区大瀬町 2510
113	くまがい内科消化器科クリニック	435-0006	浜松市東区下石田町 1530
114	たかはし内科クリニック	432-8061	浜松市西区入野町 9436-1
115	藤島クリニック	431-3121	浜松市東区有玉北町 1995
116	エルム内科クリニック	431-3125	浜松市東区半田山 5-17-22
	社団法人熊谷市医師会		

117	かくたクリニック	360-0023	埼玉県熊谷市佐谷田 1541-1
118	西田クリニック	360-0031	埼玉県熊谷市末広 2-21
119	ねごろクリニック	360-0032	熊谷市銀座 5-6-13
120	鈴木医院	360-0222	熊谷市葛和田 1171-1
121	たかしの森クリニック	360-0805	熊谷市上奈良 1296
122	しぶや医院	360-0812	熊谷市大原 2-7-10
123	鯨井クリニック	360-0841	熊谷市新堀 608-3
124	村上クリニック	360-0841	熊谷市新堀 128
125	坂本内科医院	360-0842	熊谷市新堀新田 518-5
	社団法人浦和医師会		
126	関山医院	336-0977	さいたま市緑区上野田 71
127	大原医院	330-0074	さいたま市浦和区北浦和 3-19-17
128	(医)博朋会 北濱ライフクリニック	336-0032	さいたま市南区四谷 2-1-3
129	阿部内科クリニック	336-0015	さいたま市南区太田窪 2-10-26
130	健生会 とね川医院	330-0061	さいたま市浦和区常盤 6-11-7
131	檜原医院	330-0056	さいたま市浦和区東仲町 4-17
132	わかば医院	330-0071	さいたま市浦和区上木崎 4-11-20
133	関根内科医院	336-0931	さいたま市緑区原山 1-12-16
134	(医)英康会 登坂医院	330-0074	さいたま市浦和区北浦和 1-1-11
135	石田医院	330-0062	さいたま市浦和区仲町 4-16-1
136	水谷医院	330-0064	さいたま市浦和区岸町 6-3-15
	社団法人宇都宮市医師会		
137	中川内科クリニック	321-0157	宇都宮市幕田町 736-9
138	内科・小児科加瀬医院	320-0066	宇都宮市駒生 2-2-7
139	公生会 小林内科	320-0056	宇都宮市戸祭 2-11-43
140	つるた family クリニック	320-0851	宇都宮市鶴田町 634-10
141	猪岡内科	321-0904	宇都宮市陽東 4-1-2
142	さいとう医院	320-0851	宇都宮市鶴田町 268-5
143	(医)明友会 きむら内科循環器科クリニック	321-0147	宇都宮市針ヶ谷町 517-7
144	黒田内科・循環器科	321-0107	宇都宮市江曾島 2-7-15
145	武田内科クリニック	321-0346	宇都宮市下荒針町 3396-1
146	豊郷中央渡辺内科	320-0004	宇都宮市長岡町 1217-5
147	村山医院	320-0847	宇都宮市滝谷町 13-17
	社団法人小山地区医師会		
148	小山イーストクリニック	323-0022	小山市駅東通り 1-32-1
149	小山中央医院	323-0023	小山市中央町 2-1-19
150	医)川村内科医院	323-0822	小山市駅南町 5-16-8
151	星野胃腸科外科医院	329-0201	小山市大字栗宮 7 45-1
152	暁クリニック	323-0811	小山市犬塚 62
153	医療法人 佐藤内科	329-0511	下野市石橋 839-14
154	医)いいの医院	323-0012	小山市羽川 524-4

155	篠原クリニック	323-0027	小山市花垣町 1-2-19
156	医療法人まゆき会 菊池クリニック	329-0115	下都賀郡野木町野渡 245-2
157	あかざわクリニック	323-0812	小山市土塔 234-47
158	医療法人坦行会 角田内科医院	329-0511	下野市石橋 549
	社団法人金沢市医師会		
159	前川医院	920-0164	金沢市堅田町乙 132-1
160	森田医院	920-0843	金沢市森山 1 丁目 1-22
161	(医) 半田内科医院	920-0942	金沢市小立野 3 丁目 28-17
162	大野内科医院	920-0866	金沢市中央通町 11-5
163	洞庭医院	920-0031	金沢市広岡 1 丁目 12-5
164	北野内科クリニック	920-0968	金沢市幸町 5-27
	社団法人富山市医師会		
165	内藤内科クリニック	930-0952	富山市町村 2-196
166	浅地内科医院	930-0887	富山市五福 368-1
167	成和病院	931-8431	富山市針原中町 336
168	野田内科医院	939-3542	富山市水橋開発 1 番地
169	高橋医院	939-8045	富山市本郷町 196
170	吉山医院	939-2251	富山市下大久保 1055
171	堀地医院	930-0083	富山市総曲輪 4-4-41
172	上野医院	930-0803	富山市下新本町 4-30
173	大沢野中央診療所	939-2252	富山市上大久保 1308
174	柴田内科クリニック	930-0952	富山市町村 237-1
175	医療法人社団 桜井病院	939-8056	富山市上堀町 30
176	土田内科医院	930-0032	富山市栄町 2 丁目 2-3
177	種井内科胃腸科クリニック	930-0036	富山市清水町 5 丁目 7-16
178	つねだ内科	939-8083	富山市西中野本町 8-1
179	山本内科医院	939-2706	富山市婦中町速星 813
	社団法人河北郡市医師会		
180	角田医院	929-1215	かほく市高松ナ 15-1
181	久保医院	929-1125	かほく市宇野気ヌ 183-1
182	紺谷医院	929-1171	かほく市木津へ 12-1
183	二宮内科医院	929-0346	河北郡津幡町字潟端ト 70-8
184	医療法人社団宇野気医院	929-1125	かほく市宇野気チ 33-16
185	北谷クリニック	929-1215	かほく市高松ア 1-1
186	サンクリニックやまだ	929-0346	河北郡津幡町潟端 461-10
187	おきの内科医院	929-1173	かほく市遠塚ロ 54 番 9
188	由雄クリニック	929-0341	河北郡津幡町横浜は 50-6
189	中田内科病院	929-1126	かほく市内日角 6 丁目 35-1
	社団法人沼津市医師会		
190	梶崎クリニック	937-0066	魚津市北鬼江 2-20-26
191	宮本内科小児科医院	937-0864	魚津市新角川 1-7-22

192	沢口胃腸科クリニック	937-0058	魚津市火の宮町 1-7
193	羽田内科医院	937-0801	魚津市新金屋 1-10-8
	下新川郡医師会		
194	川瀬医院	939-0657	下新川郡入善町東狐 1031
195	坂東病院	939-0743	下新川郡朝日町道下 900
196	藤が丘クリニック	938-0072	黒部市生地中区 104-3
197	山本内科小児科クリニック	939-0626	下新川郡入善町入膳 139-3
198	牧野胃腸科クリニック	938-0037	黒部市新牧野 169
199	高桜内科医院	938-0036	黒部市北新 10-6
200	中川医院	939-0614	下新川郡入善町君島 120-1
	社団法人長崎市医師会		
201	つるた医院	852-8024	長崎市花園町 7-7
202	哲翁内科医院	852-8107	長崎市浜口町 13-9
203	吉見内科胃腸科	852-8135	長崎市千歳町 10-3-5F
204	医療法人白髭内科医院	850-0003	長崎市片淵 1 丁目 1 3-2 8
205	医療法人黒部医院	850-0003	長崎市片淵 1 丁目 12-22
206	松崎内科循環器科	850-0874	長崎市魚の町 7-3 サンガーデン眼鏡橋 1F
207	おくの内科クリニック	852-8061	長崎市滑石 3 丁目 8-5
208	奥内科循環器科医院	850-0001	長崎市西山 2-10-10
209	馬場医院	850-0909	長崎市梅香崎町 1-6
210	山元内科	852-8046	長崎市柳谷町 8-20
211	山崎医院	851-1123	長崎市四杖町 1738
	社団法人佐世保市医師会		
212	千住博内科	857-0862	佐世保市白南風町 6-2
213	久保内科病院	857-0136	佐世保市田原町 11-9
214	原口内科消化器科	857-0052	佐世保市松浦町 5-28
215	徳永内科小児科	857-0874	佐世保市京坪町 4 番 1 号
216	松本脳神経外科医院	859-3223	佐世保市広田 1 丁目 10 番 7 号
	社団法人大村市医師会		
217	伊崎脳神経外科・内科	856-0831	大村市東本町 168
218	岡循環器内科	856-0826	大村市東三城町 190
219	野口内科こども医院	856-0813	大村市西大村本町 264
220	中村医院	856-0831	大村市東本町 339
221	ともなが内科クリニック	856-0828	大村市杭出津 2 丁目 555
222	田崎医院	856-0822	大村市古町 1 丁目 316-1
223	黒木医院	856-0813	大村市西大村本町 212-2
	社団法人諫早医師会		
224	高原内科循環器科医院	854-0062	諫早市小船越町 1144-8
225	医療法人光風会草野内科小児科医院	854-0071	諫早市永昌東町 15-1
226	森眼科内科医院	854-0025	諫早市八坂町 5-3
227	医療法人回春堂犬尾内科医院	854-0003	諫早市泉町 14-26

228	ごんどう循環器内科	854-0023	諫早市厚生町 6-1
229	諫早そよかぜクリニック	854-0083	諫早市津水町 160
230	医療法人つのお内科	854-0005	諫早市城見町 13-6
231	大角内科医院	854-0074	諫早市山川町 2-1
232	山口医院	854-0001	諫早市福田町 46-52
233	なかしまつねゆき内科循環器科	854-0081	諫早市栄田町 31-5
234	宮本外科	854-0084	諫早市大字真崎本村名 683
235	野田医院	859-0312	諫早市西里町 23
236	医療法人藤島内科医院	854-0072	諫早市永昌町 43 番 6 号
237	たきの内科クリニック	854-0016	諫早市高城町 9-2
238	山崎医院	859-0165	諫早市小長井町小川原浦 656
	川崎市麻生区医師会		
239	岡崎医院	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東 2-13-1
240	内田医院	215-0011	川崎市麻生区百合丘 1-2-1
241	みねき内科クリニック	215-0012	川崎市麻生区東百合ヶ丘 2-29-10
242	吉松クリニック	215-0011	川崎市麻生区百合丘 1-16-2-301
243	光中央診療所	215-0004	川崎市麻生区万福寺 1-8-7 パストラル新百合丘 1-103
244	嶋崎内科医院	215-0005	川崎市麻生区千代ヶ丘 8-1-1-202
245	ゆうクリニック	215-0018	川崎市麻生区王禅寺東 5-2-9
246	渡辺内科消化器科医院	215-0021	川崎市麻生区上麻生 4-34-5
	川崎市宮前区医師会		
247	(医) 社団昌慶会 小野田医院	216-0035	川崎市宮前区馬絹 526-7 第一ケーエービル
248	医療法人社団邦友会 竹中医院	216-0015	川崎市宮前区菅生 5-5-21
249	鎌田クリニック	216-0022	川崎市宮前区平 2-11-3 YOU ビル 1F
250	原クリニック	216-0004	川崎市宮前区鷺沼 4-10-5
251	好生堂医院	216-0001	川崎市宮前区野川 963 好生堂ビル
252	(医) 福島内科医院	216-0006	川崎市宮前区宮前平 2-19-9
253	村上循環器内科皮膚科	216-0001	川崎市宮前区野川 3000 野川メディカルセンター 2F
254	宮前平内科クリニック	216-0006	川崎市宮前区宮前平 2-15-2 第 2 マルティビル 3A
255	K-クリニック	216-0006	川崎市宮前区宮前平 2-1-6
256	たかはしクリニック	216-0033	川崎市宮前区宮崎 2-13-1 ドンジョン宮崎台 1F
257	みやびクリニック (旧: 宮前つばさクリニック)	216-0024	川崎市宮前区南平台 3-17
	川崎市多摩区医師会		
258	こう内科クリニック	214-0014	川崎市多摩区登戸 2766-5 SK ビル 1F
259	鈴木内科医院	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 188

260	やまもとクリニック	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 404
261	桜クリニック	214-0014	川崎市多摩区登戸 3292 グランシャリオ 1F
262	石原内科医院	214-0021	川崎市多摩区宿河原 3-10-3 セルシオ IT0
263	土井医院	214-0008	川崎市多摩区菅北浦 4-11-25
264	関口内科医院	214-0001	川崎市多摩区菅 2-8-27 第一平山ビル 1F
265	西根医院	214-0032	川崎市多摩区枳形 1-8-38
266	吉田内科	214-0014	川崎市多摩区登戸 2710-6 第2 ネスト向ヶ丘 202
267	岡野内科医院	214-0014	川崎市多摩区登戸 1737
268	土屋医院	214-0036	川崎市多摩区南生田 1-12-2
269	牧野クリニック	214-0012	川崎市多摩区中野島 3-27-34
	社団法人稲城市医師会		
270	かじわら内科・泌尿器科クリニック	206-0812	稲城市矢野口 1541 アーバンシャトル 1F
271	平尾内科クリニック	206-0823	稲城市平尾 3-7-26
272	若葉台クリニック	206-0824	稲城市若葉台 2-4-4 若葉台駅前 KM ビル 2F
	社団法人春日井市医師会		
273	いとう内科クリニック	486-0805	春日井市岩野町 2-6-1
274	かしわばらクリニック	486-0913	春日井市柏原町 3-265
275	榊原外科	486-0918	春日井市如意申町 1-10-13
276	内藤内科	487-0013	春日井市高蔵寺町 4 丁目 6 番地 コスモビル 1 階
277	のじり内科クリニック	487-0021	春日井市東神明町 43
278	森内科クリニック	486-0945	春日井市勝川町 8 丁目 2858-1 勝川駅南口ビル 1F
279	山際クリニック	486-0926	春日井市小野町 2-72
280	藤山台診療所	487-0035	春日井市藤山台 3-1-5
281	田代クリニック	486-0844	春日井市鳥居松町 4 丁目 6
	社団法人瀬戸旭医師会		
282	イトウ内科小児科	489-0916	瀬戸市平町 1-61
283	大橋医院	489-0918	瀬戸市北脇町 149
284	とりいクリニック	489-0951	瀬戸市石田町 45-1
285	長江内科小児科医院	489-0828	瀬戸市前田町 11
286	城山クリニック	488-0872	尾張旭市平子町長池上 6399
287	本地ヶ原クリニック	488-0046	尾張旭市南栄町旭ヶ丘 57-3
	社団法人安城市医師会		
288	横山医院	444-1154	安城市桜井町西町中 49 番 1
289	藤井内科・胃腸科	446-0066	安城市池浦町池浦 94-44
290	清水クリニック	444-1154	安城市桜井町三度山 8-1
291	錦町クリニック	446-0035	安城市錦町 1 - 5
	社団法人岡崎市医師会		
292	小森内科クリニック	444-0873	岡崎市竜美台 1-3-20
293	ハートクリニック神田	444-0008	岡崎市洞町字西浦 6-1

294	山本クリニック	444-0075	岡崎市伊賀町 7-33
295	小出クリニック	444-0205	岡崎市牧御堂町字油田 58-1
	社団法人名古屋市医師会		
296	大石ファミリークリニック	464-0076	名古屋市千種区豊年町 16-7
297	おときき山泌尿器皮フ科	468-0067	名古屋市天白区池見 2-229
298	スカイル内科	460-0008	名古屋市中区栄 3-4-5 栄スカイビル 11F
299	立松医院	466-0046	名古屋市昭和区広見町 5-55
300	西村内科クリニック	467-0049	名古屋市瑞穂区下山町 2-1
301	春田仁愛病院	454-0983	名古屋市中川区春田 2-178
302	曾我内科クリニック	454-0971	名古屋市中川区富田町大字千音寺 3133
303	たけうちクリニック	463-0035	名古屋市守山区森孝 2-961
304	おがわ内科クリニック	463-0079	名古屋市守山区幸心 1-228
305	山本内科	458-0847	名古屋市緑区浦里 3-163
306	これちか内科クリニック	468-0045	名古屋市天白区野並 3-422
307	東山内科	464-0807	名古屋市千種区東山通 5-103
308	前田医院	465-0065	名古屋市名東区梅森坂 3-715
	社団法人府中地区医師会		
309	佐野内科医院	726-0002	府中市鵜飼町 699-10
310	せおクリニック	726-0023	府中市栗柄町 2203-4
311	池田医院	729-3101	福山市新市町戸手 2121-1
312	南坊井上内科循環器科医院	720-1133	福山市駅家町近田 582
313	ふれあい診療所	720-1131	福山市駅家町万能倉 96-3
314	長外科胃腸科医院	720-2413	福山市駅家町法成寺 4-1
315	内藤クリニック	720-1131	福山市駅家町万能倉 925-3
316	河村内科胃腸科	726-0005	府中市府中町西町 838-3
317	住井内科	729-3103	福山市新市町新市 388-4
	社団法人美作市医師会		
318	井戸内科クリニック	708-0022	津山市山下 101
319	またの内科循環器科クリニック	708-0067	津山市新職人町 18
320	原田内科医院	709-4214	美作市豆田 50-3
321	薄元医院	708-0004	津山市山北 435-8
322	多胡クリニック	708-1117	津山市草加部 955-1
323	宮島医院	717-0024	真庭市月田 6840
324	松坂内科医院	719-3201	真庭市久世 2873
325	勝北診療所	708-1215	津山市杉宮 14-2
326	鏡野国保病院	708-0323	苫田郡鏡野町寺元 365
327	近藤クリニック	709-3614	久米郡久米南町下弓削 389-1
328	福井医院	707-0062	美作市湯郷 9 1 6
	社団法人岡山市医師会		
329	飛岡内科医院	700-0821	岡山市北区中山下 2-8-30
330	進藤内科医院	700-0811	岡山市北区番町 2-3-13
331	今城外科胃腸科医院	700-0808	岡山市北区大和町 2-8-23

332	かとう内科並木通り診療所	702-8058	岡山市南区並木町 2-27-5
333	旭ヶ丘病院	700-0072	岡山市北区万成東町 3-1
334	寺見内科医院	700-0964	岡山市北区中仙道 58-122
335	佐藤医院	700-0864	岡山市北区旭町 15
336	あけぼのクリニック	702-8056	岡山市南区築港新町 1 丁目 7-28
337	佐藤内科	700-0821	岡山市北区中山下 1-2-40
338	川村医院	700-0933	岡山市北区奥田 2-8-3
339	松山胃腸科外科	702-8038	岡山市南区松浜町 16-11
	社団法人倉敷医師会		
340	国安ファミリークリニック	710-0145	倉敷市福江 105-1
341	医療法人村上内科医院	710-0038	倉敷市新田 3211-7
342	腎・泌尿器科くにとみ医院	710-0842	倉敷市吉岡 115-1
343	三浦医院	712-8043	倉敷市広江 2-5-41
344	白髪胃腸科内科小児科	712-8032	倉敷市北畝 2-10-20
345	弘中内科クリニック	710-0043	倉敷市羽島 687
346	(医) たかや内科小児科	710-0803	倉敷市中島 2769-1
347	斎藤医院	710-0804	倉敷市西阿知町新田 552-1
348	守安外科・胃腸科・整形外科クリニック	710-0065	倉敷市宮前 380-60
349	吉田内科クリニック	710-0038	倉敷市新田 2757
350	ヒノモト医院	710-0806	倉敷市西阿知町西原 757-1
	社団法人中部地区医師会		
351	ひが内科クリニック	904-2153	沖縄市美里 1437 番地
352	しんざと内科	903-0118	西原町小波津 3-5
353	しゅくみね内科	904-2245	うるま市赤道 759-1
354	玉城ファミリークリニック	904-0305	中頭郡読谷村字都屋 245
355	医療法人悠々会 池原外科胃腸科医院	901-2201	宜野湾市新城 2-40-27
	社団法人浦添市医師会		
356	浦西医院	901-2104	浦添市字当山 2-9-3
357	かりまた内科医院	901-2121	浦添市内間 4-23-21
358	下地内科	901-2126	浦添市宮城 4 丁目 2-1
359	名嘉村クリニック	901-2132	浦添市伊祖 4-2-1
360	まちなと内科クリニック	901-2131	浦添市牧港 2-46-8
361	徳山内科医院	901-2113	浦添市大平 1 丁目 1-11
362	浦添総合病院健診センター	901-2132	浦添市伊祖 3-42-15
	社団法人那覇市医師会		
363	八重洲クリニック	900-0032	那覇市松山 2 丁目 23-13
364	仲本内科	900-0004	那覇市銘苅 3 丁目 15-3
365	新川クリニック	902-0065	那覇市壺屋 1 丁目 2-16
366	伊集内科医院	900-0033	那覇市久米 2 丁目 10-15
367	屋宜内科医院	900-0029	那覇市旭町 112 番 29 号の 102 フレスコア 旭橋 1 階

368	かなしろ内科	900-0024	那覇市古波蔵 220-3
369	たばる内科胃腸科	901-0155	那覇市金城 5 丁目 3-1
370	喜屋武内科呼吸器科	900-0004	那覇市銘苅 2 丁目 11-22
371	平田胃腸科・内科	900-0004	那覇市銘苅 3 丁目 22-33
	社団法人南部地区医師会		
372	とよみクリニック	901-0201	豊見城市字真玉橋 123
373	とくとくクリニック	901-0241	豊見城市字豊見城 444-2
374	もりクリニック	901-0244	豊見城市字宜保 293-1
375	田仲医院	901-0244	豊見城市字宜保 190
376	空と海とクリニック	901-0244	豊見城市字宜保 370
377	みなみしまクリニック	901-0302	糸満市字潮平 787-17
378	いちょう内科あ・し・と・み	901-0416	島尻郡八重瀬町字宜次 706-4
379	まつみ会 松岡医院	901-0212	豊見城市字平良 215 番地
	社団法人品川区医師会		
380	大井町駅前クリニック	140-0014	品川区大井 1-49-15 アクセス大井町ビル 7 階
381	白井クリニック	140-0014	品川区大井 2-4-1
382	川村内科クリニック	140-0003	品川区八潮 5-8-47-105
383	岩端医院	140-0014	品川区大井 1-55-14
384	いしい医院	140-0015	品川区西大井 3-6-17
385	たかせクリニック	141-0033	品川区西品川 1-10-1 高浜レジデンス 105
386	宮平医院	141-0031	品川区西五反田 4-22-3
387	松山クリニック	140-0015	品川区西大井 6-15-12
388	東五反田クリニック	141-0022	品川区東五反田 4-11-12-102
389	天王洲クリニック	140-0002	品川区東品川 2-2-4 天王洲ファーストタワー 15 階
	社団法人大森医師会		
390	片桐医院	143-0015	大田区大森西 5-23-11
391	鈴木内科医院	143-0023	大田区山王 3-29-1
392	川田医院	146-0082	大田区池上 6-1-8
393	医療法人社団 じゅんせい クリニック	143-0023	大田区山王 2-37-3
394	医療法人社団 博慈会 観 音通り中央医院	143-0024	大田区中央 3-15-16
395	医療法人社団 洗風会 荒 井クリニック	143-0024	大田区中央 7-15-14-102
396	医療法人社団 弘親会 名 和医院	143-0011	大田区大森本町 2-25-28
397	藤井内科クリニック	143-0025	大田区南馬込 6-4-23
398	北條医院	143-0016	大田区大森北 3-4-5
	横浜市青葉区医師会		
399	ふじくら循環器科・内科	225-0002	横浜市青葉区美しが丘 2-14-7

400	医療法人 西山内科皮膚科 クリニック	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町 1062-5 グランドハ イツ森 1 階
401	ふじた内科こども医院	227-0041	横浜市青葉区上谷本町 723-1
402	川瀬医院	227-0064	横浜市青葉区田奈町 45-6
403	荻原医院	227-0043	横浜市青葉区藤が丘 1-44-8
404	西川内科・胃腸科	225-0011	横浜市青葉区あざみ野 1-26-6
405	医療法人社団 慶菰会 お かクリニック	227-0036	横浜市青葉区奈良町 2913-1-107
406	吉本内科医院	227-0062	横浜市青葉区青葉台 2-3-10 ラルク青葉台 4F
407	宮本内科循環器科クリニッ ク	227-0047	横浜市青葉区みたけ台 3-18 パルコートイイ ダ 101
	横浜市都筑区医師会		
408	センター南クリニック	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 8-36
409	ただ内科	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 51-1 ベルヴィル茅 ヶ崎 4F
410	大野クリニック	224-0007	横浜市都筑区荏田南 5-1-18-102
411	センター北駅前クリニック	224-0003	横浜市都筑区中川中央 1-28-20 CK ビル 2F
412	弘中内科小児科医院	224-0006	横浜市都筑区荏田東 3-6-7
413	みたに内科クリニック	224-0001	横浜市都筑区中川 1-14-10 オールメゾン ビル 1F
	社団法人つくば市医師会		
414	飯岡医院	305-0003	つくば市桜 3-20-2
415	飯田医院	300-4353	つくば市沼田 85
416	樫村内科消化器科クリニッ ク	305-0042	つくば市下広岡清水久保 744-1
417	木村クリニック	300-4204	つくば市作谷 1125
418	成島クリニック	305-0067	つくば市館野 363
419	研究学園クリニック	305-0817	つくば市研究学園 D6 街区 3 号地研究学園駅 前岡田ビル 5 階
420	柴原医院	300-2617	つくば市吉沼 1151
	社団法人水戸市医師会		
421	阿部内科医院	310-0852	水戸市笠原町 1967-1
422	いいたけ内科クリニック	310-0913	水戸市見川町 2131-1976
423	黒羽内科医院	310-0046	水戸市曙町 10-30
424	九段クリニック水戸	310-0841	水戸市酒門町 955-1
425	河内クリニック	310-0066	水戸市金町 3-1-17
426	高橋内科医院	310-0055	水戸市袴塚 3-3-48
427	西宮医院	310-0036	水戸市新荘 2-9-9
428	住谷内科医院	310-0851	水戸市千波町 2770-21
429	亀田内科	310-0061	水戸市北見町 8-2
430	青木医院	310-0815	水戸市本町 3-4-7
431	医療法人三真会原田医院	319-0315	水戸市内原町 844-1
	社団法人稲敷医師会		

432	さかえ医院	300-0332	稲敷郡阿見町中央 4-8-24
433	なるしま内科医院	300-1159	稲敷郡阿見町本郷 1 丁目 22-1
434	ゆはらクリニック	300-0638	稲敷市古渡 39-1
435	印南クリニック	300-1152	稲敷郡阿見町荒川本郷 1329-1
436	医療法人 盡誠会 宮本病院	300-0605	稲敷市幸田 1247
437	しのつか医院	300-0311	茨城県稲敷郡阿見町大字島津 3794
438	医療法人 坂本医院	300-0504	稲敷市江戸崎甲 2688
	社団法人水郷医師会		
439	仲澤医院	311-2425	潮来市あやめ 2-27-11
440	飯島内科	311-2423	潮来市日の出 8-13-2
441	大久保診療所	311-2424	潮来市潮来 143-2
442	常南医院	311-2421	潮来市辻 386
443	塙医院	311-3512	行方市玉造甲 59851
444	曾内科クリニック	311-3512	行方市玉造甲 510-3

※ 調査の過程で閉院等が判明し調査できない施設が出る可能性がある。

請 負 契 約 書 (案)

件 名 FROM-J 長期 15 年後観察研究に係る事務局支援業務
請負代金額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也（消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。）

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、請負代金額を決定するものとする。

発注者 国立大学法人筑波大学契約担当役財務担当副学長 氷見谷 直紀（以下「甲」という。）
と 請負者 （以下「乙」という。）との間において上記の件名（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第 2 条 成果物は、国立大学法人筑波大学医学系学系棟 839 室に納品するものとする。

第 3 条 契約期間は、契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 4 条 乙は、業務完了後、業務完了報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。

第 5 条 請負代金は、1 回に支払うものとし、業務完了確認後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

第 6 条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 7 条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第 8 条 契約保証金は免除する。

第 9 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

（1）正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

（2）完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

（3）正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前各号のいずれかに該当した場合には、甲の請求に基づき、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第 10 条 甲は、甲の事業計画の変更に伴ってこの契約を解除しようとするときは、乙に対し 1 か月前までに文書をもって通知するものとする。

第 11 条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第 12 条 甲及び乙は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（令和 4 年法人規則第 17 号）に基づき、次の事項を遵守するものとする。

（1）乙は、個人情報を業務履行の目的以外の目的に利用してはならない。また、業務上知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

（2）乙は、業務履行に当たっての責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに個人

情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で甲に提出しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

(3) 乙は、事前に甲の承諾を得た場合に限り、請負業務を第三者に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この条において同じ。）することができる。この場合において、乙は、当該請負業務を遂行する能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

(4) 乙は、前号に基づき甲の承認を得ようとする場合には、再委託の内容、再委託先、その他再委託先における管理方法等を書面で甲に提出しなければならない。

(5) 乙は、個人情報の複製、転記等を行ってはならない。ただし、業務履行上やむを得ず複製、転記等を行う必要がある場合は、甲に使用目的、期間終了時の破棄状況の形態を申請し許可を得るものとする。

(6) 業務履行の目的で利用（使用）する個人情報について、乙の管理責任の下で個人情報が流出した場合は、発生時の状況説明、経過、対応等について、速やかに甲に報告するものとする。

(7) 乙は、業務に係る甲側の個人情報について、請負業務終了時において消去するものとする。また、媒体物については、返却するものとし、個人情報を消去したことについて、書面で甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙が前項に規定する義務に違反した場合には、契約を解除することができるものとし、乙に重大な過失があったと認められる場合には、乙は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 甲は、当該請負業務に係る保有個人情報の秘匿性等やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも業務履行期間中に1回以上（複数年契約の場合は年1回以上）、原則として実地検査により確認するものとする。

4 第1項第3号の規定により乙から再委託を受けた者は、乙が履行すべき義務と同等の義務を負うものとする。乙は、その旨明記した書面を、乙及び再委託を受けた者との連名で甲に提出するものとする。

5 前項の規定は、乙から再委託を受けた者が再々委託する場合について準用する。

第13条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第14条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第16条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 氷見谷 直紀

乙